

内閣参質一四九第八号

平成十二年九月八日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 中川 秀 直

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員田英夫君提出北富士演習場の管理権が米軍から自衛隊に転換した後に防衛施設庁が山梨県などに支払った約五〇〇億円の土地賃借料・使用料に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員田英夫君提出北富士演習場の管理権が米軍から自衛隊に転換した後に防衛施設庁が

山梨県などに支払った約五〇〇億円の土地賃借料・使用料に関する質問に対する答弁書

一、二及び四について

北富士演習場を含む自衛隊施設における民公有地の賃借料の決定に際しては、駐留軍ノ用ニ供スル土地等ノ損失補償等要綱（昭和二十七年七月四日閣議了解）に基づく土地建物等賃借料算定基準（昭和二十七年調達規第十五号。以下「賃借料算定基準」という。）に準じ、土地の価格に利回りを乗じて算定した額を基準にしている。なお、賃借料算定基準は、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の用に供する施設（以下「駐留軍施設」という。）における民公有地の賃借料算定について適用するものであるが、北富士演習場を含む自衛隊施設は駐留軍施設から使用転換されたものが多いこと等から、自衛隊施設における民公有地の賃借料算定についてこれを準用しているものである。

北富士演習場における山梨県行政財産の使用料については、山梨県において、山梨県行政財産使用料条例（昭和三十九年山梨県条例第十五号）に基づき算定されているものと承知している。

三について

一、二及び四について述べたとおり、防衛施設庁においては、北富士演習場における山梨県普通財産の賃借料は、賃借料算定基準に準じて適正に算定した額を基に、関係地方公共団体、土地所有者等で構成される北富士演習場対策協議会との間で協議の上決定しているものであり、予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第九十九条の五により準用される第八十条第二項に違反していないと考えている。また、かかる賃借料は適正なものであって、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十七条第二項違反の問題が生ずることはないと考えている。

五について

平成十年に防衛庁が山梨県等との間で締結した北富士演習場使用協定においては、北富士演習場を自衛隊等が使用する場合の使用条件として、「実弾射撃訓練のために設定される弾着区域は、原則として国有地内に設定されるものとする」ことが定められており、同協定は現在でも効力を有している。

また、北富士演習場が使用転換された後平成九年までの間に、国有地外の土地に弾着区域を決定したことは無い。

六について

これまでに、御指摘の規則第二十九条第三項に従って県有地等立入申請書が北富士駐屯地業務隊長に提出された事実があり、県有地等立入申請書及び許可証の写しを例示すれば、別紙一及び別紙二のとおりである。

七について

これまでに、自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第四十条に従って防衛庁及び防衛施設庁が環境庁長官と協議した事実があり、これを示す文書を例示すれば、別紙三及び別紙四のとおりである。

八について

北富士駐屯地業務隊長が県有地等への立入りを許可するに際しては、原則として、土地の形状を変更しないこと、樹木を伐採しないこと等を条件としており、また、これまで、自然公園法第四十条に従って防衛庁等が環境庁長官と協議した事実はあるが、これらはいずれも訓練に伴う一定の行為に関して行ったものではなく、林木及び林地を損なうような訓練を行ったことはない。

また、これまで、林地等を損傷したことにより、山梨県等から損害賠償を請求された事実はない。

九及び一について

陸上自衛隊においては、北富士演習場における民公有地においても、通信、偵察等の訓練を行っている。また、陸上自衛隊等が演習場内において実弾射撃訓練を円滑に実施するためには、弾着区域を含む一定の地域への人員、車両等の立入りを禁止することによって射撃の安全を確保することが必要であり、また、射撃陣地及び弾着区域の周辺に緩衝地域となる用地をできる限り確保しておくことによって射撃による演習場周辺地域への騒音の影響を緩和することも必要である。したがって、防衛庁においては、北富士演習場における民公有地を確保しておくことは必要であると考えている。

なお、北富士演習場における民公有地の賃借料及び使用料については、三について述べたとおり、適正なものと考えている。

一〇について

御指摘の山中浅間神社の所有地については、射撃による演習場周辺地域への騒音の影響を緩和するために、緩衝地域として確保しているものである。

なお、当該土地について、地元において合意形成が行われ、具体的に返還要請がなされた場合には、実弾射撃訓練に及ぼす影響を踏まえ、所要の検討を行ってまいりたい。

別紙一

平成12年4月27日

北富士駐屯地業務隊長 殿

申請者 所 属 32XS-3
階級 氏名 [REDACTED]

県有地等立入使用許可について（申請）

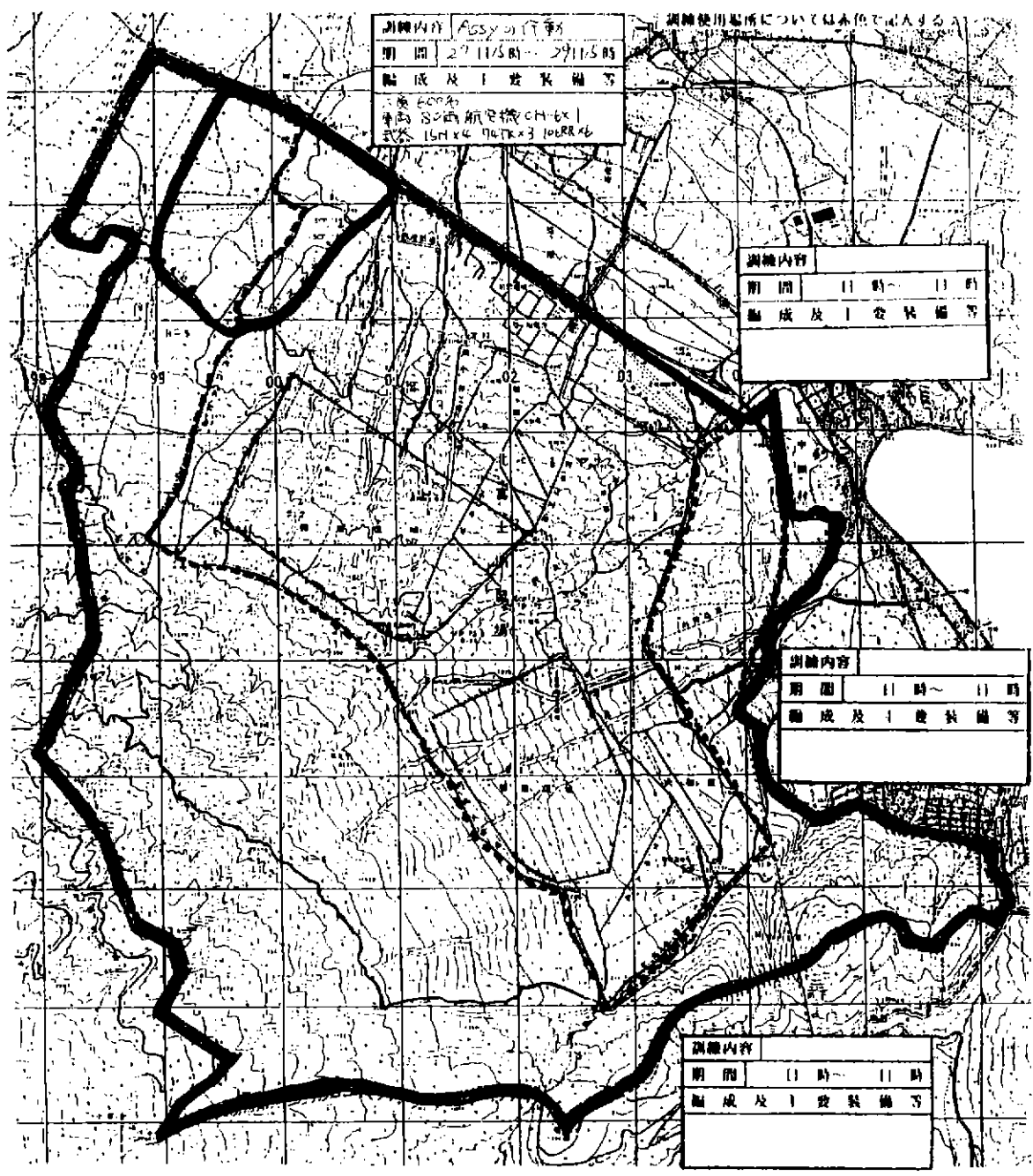
表記について、部隊訓練の必要上下記のとおり使用したいので許可されたい。

記

1. 期 間 12年4月27日15時～12年4月30日12時
2. 演習訓練実施部隊 第32普通科連隊
3. 部 隊 指 揮 官 [REDACTED]
4. 目 的（演習訓練内容等） RCT 練成訓練
5. 編成 装備等
(1) 人 員 600 名
(2) 車両・航空機等 大 x20両 中x10両 小x50両 CH6X / 機 x 機
(3) 主要装備等 P・R・MG・HMG・LAM・54RR・106RR・64ATM
74式戦車 x 3 別 組 154 x 4
6. 行動の概要

行 動 の 概 要

凡	航路境界	
例	界石境界	■■■■■
	訓練使用場所	



別紙二

平成/2年×月/7日

部隊名 第32普通科連隊
指揮官 [REDACTED] 殿

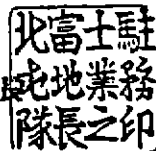
県有地立入使用申請について（許可）

表記について、下記事項を条件として、申請のとおり立入使用を許可する。

記

1. 土地の掘削は、原則として実施しない。
2. 樹木を伐採しない。
3. 火災予防に注意するとともに原則として裸火の使用は厳禁する。

北富士駐屯地業務隊長



別紙三

特別地域内工作物の新設協議書

自然公園法（昭和32年法律第161号）第40条第1項の規定により富士箱根伊豆国立公園内における工作物の新築を行いたく、つぎのとおり協議します。

平成 6 年 6 月 22 日

北富士駐業第 570 号

山梨県南都留郡忍野村忍草3093番地

陸 上 自 衛 隊

北富士駐屯地業務隊長

環 境 庁 長 官 殿

目 的	オフロード車両を規制し、演習場内公有地の荒廃を防止するため	
場 所	南都留郡山中湖村山中字竈坂244番地先	
行為地及びその 付 近 の 状 況	国道138号線竈坂峠に接続する村道1032号線沿線で、北富士演習場として防衛庁が山梨県から使用許可を受け使用している。周辺は、別荘が所在する雑木等の森林地帯である。	
工作物の種類	門扉	
施 工 方 法	規 模	W 4000mm × H 2600mm
	構 造	別図のとおり
	主 要 材 料	鉄骨
	外部の仕上 及 び 色 彩	コゲ茶色
	関連行為の概要	該当なし
	施 行 後 の 周 辺 の 取 扱 い	環境保護の精神に基づく処置を行う
予 定 日	着 手	同意のあった日から
	完 了	平成 年 月 日 許可された日から1週間以内
備 考	山梨県恩賜県有財産内工作物設置承認申請手続中	

以 上

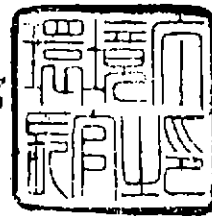


(2号用紙)

南
環 自 関 許 第 17 号
平成 6 年 7 月 20 日

陸上自衛隊北富士駐屯地業務隊長 殿

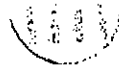
環 境 庁 長 官



富士箱根伊豆 国立公園 特別地域内
工作物の新築 協議について (回答)

平成 6 年 6 月 22 日 付け 北富士駐業 第570号 で
自然公園法 (昭和 32 年法律第 161 号) 第 40 条
第 1 項の規定に基づき協議のあった標記につ
いては異存がない。

別紙四



施横第897号(YCQ)

平成11年2月19日

環境庁長官 殿

住 所 神奈川県横浜市中区北仲通5丁目5-7番地

横浜第2合同庁舎10階

氏 名

横浜防衛施設局長



特別地域内工作物の新築及び増築協議書

自然公園法第40条第1項の規定により富士箱根伊豆国立公園の特別地域内における工作物の新築及び増築について、別紙のとおり協議します。

特別地域内工作物の新築及び増設協議書

目 的		北富士(10)隊舎改修等通信工事に係る光ケーブルの布設
場 所		山梨県南都留郡山中湖村山中梨ヶ原1212～586ほか
行為地及びその 付 近 の 状 況		原野及び山林
工 作 物 の 種 類		1 電柱及び支線の設置 2 既設電柱及び新築電柱への通信ケーブルの共架
施 行 方 法	敷 地 面 積	40.8㎡ (電柱22本+支線2本=1.7×22+1.7×2=40.8㎡)
	規 模	1 通信ケーブル1条を共架 2 電柱1本及び支線2本の新築
	構 造	1 光ケーブル : OF-GI-80C-S(仕様等詳細は別図による。) 2 コンクリート電柱 : 10-19-350 3 支線 : 30mm ² 亜鉛メッキ鋼より線
	主 要 材 料	1 コンクリート電柱 : 新築×1本(地上高8.9m)、既設×21本(地上高13.3m) 2 光ケーブル×1条 3 支線×2本
	外部の仕上げ 及 び 色 彩	1 電柱 : こげ茶色 2 ケーブル : 黒色
	関連行為の概要	1 電柱1本及び支線2本を新築 2 新築電柱及び既設電柱を利用し光ケーブル1条を946.8m共架 3 電柱の新築及び光ケーブルを共架する際に、支障となる樹木の伐採を 50本枝払いを枝払対象樹木62本について216枝の切り落とし。 4 別冊第1 : 北富士(10)隊舎改修等通信工事図面
施工後の周辺の取扱		1 植柱した電柱にはこげ茶色の塗装を施す。 2 伐採及び枝払いした樹木等は現場から搬出し適正に処分する。
予 定 日	着 手	許可の日から
	完 了	平成12年2月29日
備 考		1 通信ケーブルの国道138号線架空横断について、建設省関東地方 建設局甲府工事事務所に対し申請手続中 2 地権者である山梨県に対して樹木の伐採及び枝払いに関し、調整中 であり、県として承諾できる範囲である旨の回答を得ている。 3 山梨県教育委員会学術文化財課に対し、電柱増設及び通信ケーブル の敷設について調整中であり、委員会として承諾できる範囲である旨 の回答を得ている。 4 通信ケーブルを東富士五湖道路下のボックスカット内を敷設することにつ いて、日本道路公団東京第三管理局長に対し道路占用協議の手続を実 施中 5 東京電力株式会社に対し、電柱への光ケーブルの共架を申請中であ り、承諾される見込みである。 6 法人及び個人の地権者に対し樹木の伐採及び枝払いについて調整中

(2号用紙)

環 南 関 許 第 164 号
平成 11 年 4 月 14 日

横浜防衛施設局長

殿

環 境 庁 長 官



富士箱根伊豆 国立公園 特別地域内
工作物の新築及び増築 協議 について(回答)

平成11年 2月19日付け 施横第897号(YCQ) で自然公園法(昭和32
年法律第161号)第40条第1項の規定に基づき協議のあった標記につい
ては異存がない。

